

## 長野市訪問支援員派遣業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度長野市訪問支援員派遣業務

2 目的

本業務は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務の概要

(1) 委託者から長野市訪問支援員派遣委託を受け、対象者の家庭へ育児・家事援助等の事業者の派遣を実施すること。

(2) 実施後、翌月の15日までに長野市子育て世帯訪問支援事業実施報告書、長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票、長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書、訪問支援費支払請求書を市に提出すること。

なお、本業務の詳細については、別紙「長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱」のとおり

5 支援の内容

(1) 支援内容

事業者が対象者の家庭を訪問し、育児・家事援助等を実施する。

(2) 支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係各部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

ア 要支援児童の保護者

イ 要保護児童の保護者

ウ 特定妊婦

エ アからウまでのいずれかに該当するおそれのある者

オ ヤングケアラーの保護者

カ その他市長が認める者

(3) 業務の流れ

- ① 各種母子保健事業、地域担当ケースワーカー、学校、SSW、関係機関が支援対象となる条件にあたる家庭を把握し、子育て家庭福祉課へ連絡をする。
- ② 子育て家庭福祉課担当者と関係者（保健師等）が同行訪問し、支援対象者との面談を行い、申し込み手続きを行う。
- ③ 支援が必要と認められた支援対象者の利用を決定し、受託者が当該支援対象者の支援を行う。

(4) 支援日数及び時間等（基本）

- ① 原則3か月以内（ヤングケアラー等が居る家庭については期間未定）
- ② 午前7時30分から午後9時まで。
- ③ 1日につき2時間、1週間につき2日を限度。
- ④ 利用は1時間単位とする。

(5) 支援内容

育児・家事援助等

（沐浴、子どものお世話、食事作り、掃除、洗濯、買い物、育児不安解消のための相談、支援など）

## 6 訪問支援員の資格、研修等

(1) 訪問支援は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等資格要件は問わず実施することとし、委託者において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施すること。

また、訪問支援員は、委託者からの求めに応じ、支援検討会議に出席すること。

(2) 研修

受託者は、訪問支援員が訪問支援を適切に行えるよう研修を行い、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

また、委託者が実施する研修に参加すること。

(3) 保険

訪問支援員は、損害補償保険等に加入すること。

## 7 実施状況の報告

受託者は、1ヶ月間に実施した委託事業について、翌月の15日までに長野市子育て世帯訪問支援事業実施報告書、長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票、長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書、訪問支援費支払請求書を委託者に提出すること。

また、毎月の定期的な報告のほか、委託者から求めがあった場合は、利用者の状況等随時必要な報告をすること。

## 8 委託料（令和7年度）

1時間あたりの委託料単価は、次の金額とする。

（消費税、交通費、駐車料金、保険料を含む）

時間	平日	土・日・祝日
7:30 ~ 8:00	2,600円	3,000円
8:00 ~ 17:00	2,200円	2,600円
17:00 ~ 21:00	2,600円	3,000円

委託者は、報告書及び請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うこととする。

## 9 支援実績

支援実績は、次のとおり。

年度	実支援 世帯(世帯)	延支援 世帯(世帯)	延支援 日数(日)	延支援 時間(時間)
平成26	30	104	629	1,250.40
平成27	47	157	953	1,901.20
平成28	59	191	1,080	2,149.00
平成29	63	200	1,167	2,330.00
平成30	59	182	1,047	2,093.00
令和元	80	259	1,454	2,903.00
令和2	72	238	1,351	2,690.00
令和3	100	335	1,793	3,582.00
令和4	119	392	1,951	3,866.00
令和5	134	471	2,308	4,606.00
令和6※	88	263	1,292	2,541.00

※令和6年度は、令和7年1月末時点の実績

## 10 その他

- (1) 同一同時間で最低2世帯の支援が可能であること。
- (2) 長野市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。  
また、業務の執行上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。  
なお、本業務により取得した個人情報は、当該業務終了後、直ちに適正な方法により廃棄すること。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに委託者と協議すること。